

令和4（2022）年度 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻  
専門職学位課程（法科大学院）入学試験（既修者） 筆記試験出題趣旨

試験実施日：2021年11月13日（土）

法律科目問題1（刑事系）

第1問は、詐欺罪の承継的共犯の肯否、横領罪・強盗罪の成否、および、共謀の射程ないし共犯の故意に関する判断を問うものである。Zについては、かりにA宅でのZ自身の行為に欺罔行為が認められるとしても、関与前に実行されたXおよびYによる欺罔行為の点も含めた全体に対して詐欺罪の共同正犯としての責任を認めてよいかを検討されなければならない。また、横領罪との関係では、いかなる意味で「他人の物」といえるのか、委託関係は保護に値するのかといった点を論ずる必要がある。Yについては、強盗罪の各要件が満たされるかを検討することになるが、とりわけZの占有が保護に値するかを論ずることが求められる。Zに対する強盗罪等をYに認める場合には、それに対する共犯をXに認めてよいかを検討されなければならない。そこでは、因果性の観点から共謀の射程が及ぶか、また、Xの主観面において故意が認められるかを確認する必要がある。

第2問は、警察署への任意同行後、監視がなされた状態で数時間にわたって行われた被疑者の取調べの適法性を問うものである。Zは当初は参考人として警察署への同行を求められ、それに任意に応じているが、詐欺事件への関与の疑いが濃厚になった後は、被疑者として、警察の監視下に常時置かれた状態で取調べを受けている。これは、Zを実質的に逮捕した状態での取調べではないのかを、実質的逮捕に当たるか否かの判断基準を示したうえで、その判断によって意味のある事実を抽出して検討することが求められる。そのうえで、仮に実質的逮捕には該当しないと考える場合には、任意取調べ自体の限界を超えていないのかを検討する必要がある。さらに、取調べを通じてZに黙秘権の告知がなされていない点については、Zの立場が参考人から被疑者変わったことに照らしてその適法性を論ずることが求められる。

法律科目問題2（公法系）

医薬品の郵便等販売に関する薬機法の規制を、医薬品の種類ごとに正確に読み解き、その合憲性の問題（小問①）と、委任命令の適法性の問題（小問②③）とを、それぞれ先例に照らして適切に論じることができるかを問うた。

小問①では、店舗販売業者による「要指導医薬品」の販売に際して、薬剤師に対面での情報の提供および指導を行わせることを義務付けている薬機法の規定の合憲性を、薬事法判決、小売市場判決、令和3年3月18日判決（要指導医薬品に関する薬機法の諸規定を合憲としたもの）等に照らして、説得的に論じることが求めた。

小問②では、「一般用医薬品」に関する薬機法の条文を正確に読み解き、それが郵便等販売を禁止していないことを説明することを求めた。

小問③では、「一般用医薬品」について郵便等販売を適法に実施できないようにする規制を導入する省令が、薬機法の委任の範囲を逸脱しているか否かを、薬事法ネット販売事件判決等に照らして、説得的に論じることを求めた。

### 法律科目問題 3（民事系）

〔設問 1〕 契約上の地位の移転について、民法 539 条の 2 は、契約の相手方が契約上の地位の譲渡を承諾することを要件として、その効果が生ずることを定めている。本問は、土地の買主の地位の移転について売主の承諾がない場合に、買主の地位の移転を受けた者の立場から、売主に対する当該土地の所有権移転登記手続請求を基礎づけるために、どのような解釈論を主張することが考えられるかを本問事案に即して検討することを通じて、契約上の地位の移転における相手方の承諾の意義についての理解を問うものである。

〔設問 2〕 本問は、本問事案における契約書の成立の真正に関する証明活動を問うことを通じて、民事訴訟法 228 条 4 項の理解を確認するものである。

〔設問 3〕 本問は、本問事案に即して会社法 356 条 1 項 1 号の諸要件を検討することを通じて、株式会社の取締役の競業避止義務について正確な知識を有しているかを問うものである。